

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表

届出時の許可番号 _____

商号又は名称 _____ 基準日 _____ 年 月 日
 氏名(法人にあつては、代表者の氏名) _____ 印

1 住宅建設瑕疵担保保証金の供託の対象とすべき新築住宅について

整理番号	請け負った建設工事の名称	工事現場の所在地	発注者の商号、名称又は氏名	引き渡しをした年月日	基準日前6月間に買主に引き渡した建設新築住宅の戸数				法第3条第4項に規定する書面に負担の割合が記載された建設業者							
					建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数	その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の新築住宅(令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数(ア)	法第3条第3項の算定特例適用後の戸数(ア×0.5)	令第3条第1項に規定する建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。)の戸数(イ)	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数(イ×建設瑕疵負担割合)	その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であつて、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数(ウ)	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数(ウ×0.5×建設瑕疵負担割合)	商号又は名称	建設瑕疵負担割合	許可番号		
1																
2																
3																
4																
合計																

注「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。
 注「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。
 注「合計」の欄は、最終ページにおいて、建設新築住宅(その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。)の戸数の合計、法第3条第3項の算定特例適用後の戸数の合計、令第3条第2項の算定特例適用後の戸数の合計並びに法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数の合計を記載するものとする。

改 正 案

(新設)

現 行

(A4)

届出時の許可番号 _____

商号又は名称 _____ 基準日 年 月 日
氏名(法人にあっては、代表者の氏名) _____ 印

2 住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅について

整理番号	請け負った建設工事の名称	工事現場の所在地	発注者の商号、名称又は氏名	引き渡しをした年月日	基準日前6月間に新築住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅の戸数	住宅瑕疵担保責任保険法人名
1						
2						
3						
4						

合計 _____

注「合計」の欄は、最終ページにおいて、その床面積の合計が令第2条に定める面積を超えるものの戸数の合計及びその床面積の合計が令第2条に定める面積以下のものの戸数の合計を記載するものとする。

(新設)

第三号様式（第九条関係）

（A4）

住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第6条第2項第3号の規定により、供託建設業者が供託をして住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有していることについて確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住所
氏名又は名称 印
（法人にあつては、代表者の氏名）
電話番号

国土交通大臣 殿

記

1. 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地及び引渡日
2. 法第6条第1項の供託建設業者の名称
3. 法第6条第1項の瑕疵が判明した日及び損害賠償請求額の額

注 本申請書には、法第6条第1項の瑕疵があること及びその瑕疵によつて生じた損害の額を証する書面並びに同条第2項第3号の供託建設業者が死亡した場合又は第8条各号に掲げる場合に該当することを証する書面を添付すること

第三号様式（第九条関係）

（A4）

住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第6条第2項第3号の規定により、供託建設業者が供託をして住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有していることについて確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住所
氏名又は名称 印
（法人にあつては、代表者の氏名）
電話番号

国土交通大臣 殿

1. 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
2. 法第6条第1項の供託建設業者の名称
3. 法第6条第1項の損害賠償請求額の額

第三号の二様式（第九条関係）

（A4）

住宅建設瑕疵担保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認書

殿

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」とい
う。）第6条第2項第3号の規定により、下記のとおり、住宅建設瑕疵担
保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有すること
について確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

1. 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
2. 法第6条第1項の供託建設業者の名称並びに住宅建設瑕疵担保証
金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
3. 法第6条第1項の損害賠償請求権の額

（捺印）

第三号の三様式（第九条関係）

（A4）

住宅建設瑕疵担保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認書

殿

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」とい
う。）第6条第2項第3号の規定により、下記のとおり、住宅建設瑕疵担
保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有すること
について確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

1. 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
2. 法第6条第1項の供託建設業者の名称並びに住宅建設瑕疵担保証
金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
3. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第9条
第7項の損害調査費用の額

（捺印）

第三号の四様式（第九条の二関係）

（A4）

公示された供託建設業者に対する損害賠償請求権についての申出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項第3号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第9条の2第4項の規定により、国土交通大臣が公示した供託建設業者に対する法第6条第1項の損害賠償請求権について、下記のとおり権利の申出をします。

年 月 日

郵便番号
住所
氏名又は名称
（法人にあつては、代表者の氏名） 印
電話番号

国土交通大臣 殿

記

1. 法第6条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地及び引渡日
2. 法第6条第1項の供託建設業者の名称
3. 法第6条第1項の瑕疵が判明した日及び損害賠償請求権の額

注 本申出書には、法第6条第1項の権利を有することを証する書面を添付すること

（捺印）

第六号の二様式（第十二条関係）

(A4)

(新設)

住宅建設瑕疵担保証券取戻承認書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律等9条第2項の規定により、
下記のとおり住宅建設瑕疵担保証券の取戻しを承認する。

年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事

印

殿

記

1 基準日 年 月 日

2 取戻しを承認する住宅建設瑕疵担保証券
(1) 金額の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計) イ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計) ロ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計) ハ

(4) 取戻しを承認する住宅建設瑕疵担保証券の合計額

イ + ロ + ハ

注 (2) の割合は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

3 この住宅建設瑕疵担保証券の取戻しは、次の基準日（ 年 月 日）までに限り、することができる。

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表

届出時の免許番号 _____

商号又は名称 _____ 基準日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 氏名(法人にあっては、代表者の氏名) _____ 印

1 住宅販売瑕疵担保保証金の供託の対象とすべき新築住宅について

整理番号	販売新築住宅の名称	販売新築住宅の所在地	販売新築住宅の住戸番号	買主の商号、名称又は氏名	引き渡しをした年月日	基準日前6月間に買主に引き渡した販売新築住宅の戸数						法第11条第4項に規定する書面に負担の割合が記載された宅地建物取引業者					
						販売新築住宅(その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数	その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の新築住宅(令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数(ア)	法第11条第3項の算定特別適用後の戸数(ア×0.5)	令第6条第1項に規定する販売新築住宅(その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。)の戸数(イ)	令第6条第2項の算定特別適用後の戸数(イ×販売瑕疵負担割合)	その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅であつて、令第6条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数(ウ)	法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特別適用後の戸数(ウ×0.5×販売瑕疵負担割合)	商号又は名称	販売瑕疵負担割合	免許番号		
1																	
2																	
3																	
4																	
合計																	

注「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
 注「販売新築住宅の住戸番号」の欄は、販売新築住宅が共同住宅又は長屋の場合にのみ記載するものとする。
 注「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
 注「合計」の欄は、最終ページにおいて、販売新築住宅(その床面積の合計が令第5条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第6条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数の合計、法第11条第3項の算定特別適用後の戸数の合計、令第6条第2項の算定特別適用後の戸数の合計並びに法第11条第3項及び令第6条第2項の算定特別適用後の戸数の合計を記載するものとする。

(新設)

(A4)

届出時の免許番号

商号又は名称

基準日

年 月 日

氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

2 住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅について

整理番号	販売新築住宅の名称	販売新築住宅の所在地	販売新築住宅の住戸番号	買主の商号、名称又は氏名	引き渡しをした年月日	基準日前6月間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅の戸数	住宅瑕疵担保責任保険法人名
1							
2							
3							
4							

合計		
----	--	--

注「合計」の欄は、最終ページにおいて、その床面積の合計が令第5条に定める面積を超えるものの戸数の合計及びその床面積の合計が令第5条に定める面積以下のものの戸数の合計を記載するものとする。

(新設)

第九号様式（第二十条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」とい
う。）第14条第2項第3号の規定により、供託宅地建物取引業者が供
託をしている住宅販売瑕疵担保証金について他の債権者に先立って弁
済を受ける権利を有することについて確認を受けたく、下記のとおり申
請します。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者の氏名）

印

電話番号

国土交通大臣 殿

記

1. 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地及び引渡日
2. 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
3. 法第14条第1項の瑕疵が判明した日及び損害賠償請求権の額

注 本申請書には、法第14条第1項の瑕疵があること及びその瑕疵
によって生じた損害の額を証する書面並びに同第2項第3号の供託
宅地建物取引業者が死亡した場合又は第13条各号に掲げる場合に
該当することを証する書面を添付すること

第九号様式（第二十条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第14条第2項第
3号の規定により、供託宅地建物取引業者が供託をしている住宅販売瑕
疵担保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する
ことについて確認を受けたく、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者の氏名）

印

電話番号

国土交通大臣 殿

記

1. 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
2. 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
3. 法第14条第1項の損害賠償請求権の額

第九号の二様式（第二十条関係）

（A4）

（捺印）

住宅販売瑕疵担保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認書

殿

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」とい
う。）第14条第2項第3号の規定により、下記のとおり、住宅販売瑕
疵担保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する
ことについて確認した。

年 月 日

国土交通大臣

印

記

1. 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
2. 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称並びに住宅販売瑕
疵担保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
3. 法第14条第1項の損害賠償請求権の額

第九号の三様式 (第二十条関係)

(A4)

住宅販売瑕疵担保証金について他の債権者に先立って
弁済を受ける権利を有することについての確認書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (以下「法」とい
う。) 第14条第2項第3号の規定により、下記のとおり、住宅販売
担保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するこ
とについて確認した。

年 月 日

国土交通大臣 印

記

1. 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
2. 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称並びに住宅販売
瑕疵担保証金の供託をしている供託所の表示及び供託番号
3. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第20
条第7項の損害調査費用の額

第九号の四様式（第二十条の二関係）

（A4）

公示された供託宅地建物取引業者に対する
損害賠償請求権についての申出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項第3号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第20条の2第4項の規定により、国土交通大臣が公示した供託建設業者に対する法第14条第1項の損害賠償請求権について、下記のとおり権利の申出をします。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称

（法人にあつては、代表者の氏名）

印

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1．法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地及び引渡日
- 2．法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 3．法第14条第1項の瑕疵が判明した日及び損害賠償請求権の額

注 本申出書には、法第14条第1項の権利を有することを証する書面を添付すること

（捺印）

